

北杜市 観光事業者支援金

緊急事態宣言やまん延防止重点措置の影響を著しく受けている、
宿泊事業者、交通事業者、旅行事業者を支援します。

対象条件

- ①北杜市内に本社(本店)及び事業所を有する宿泊事業者、交通事業者、旅行事業者。
- ②新型コロナウイルス感染予防対策として、利用者の体温測定器、手指消毒器を設置していること。
- ③令和3年6月1日以前から事業を行い、今後も事業を継続していくこと。
- ④令和3年8月～9月のいずれかの売上高が令和元年または令和2年の同月と比べて、20%以上減少していること。

宿泊

事業者

【対象者】 旅館業法に基づく許可を受けている者

【支給額】 客室数(コテージ数) 5部屋以上 **50万円**
4部屋以下 **25万円**

※山梨県のグリーン・ゾーン未認証施設の支給額は2分の1

交通

事業者

【対象者】 貸切バス業(一般貸切旅客自動車運送業)
タクシー業(一般乗用旅客自動車運送業)
レンタカー業(自動車賃貸業)

【支給額】 車両保有台数 5台以上 **50万円**
4台以下 **25万円**

旅行

事業者

【対象者】 旅行業の登録をしている者 ※旅行業者代理業を除く

【支給額】 雇用契約人数 3人以上 **50万円**
2人以下 **25万円**

申請方法 / 申請期限

申請書・添付書類を添えて、**令和4年1月31日(月)**までに
商工・食農課②番窓口にご持参ください。

申請書等は北杜市ホームページからダウンロードできます。

申請期限が延長
になりました

お問合せ

北杜市役所 商工・食農課 ☎0551-42-1354

〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1 Ⓦ開庁時間 8:30~17:15

